

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年9月6日（金曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 追加議案 事業計画変更申請に対する意見について

○出席委員（31名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	8番 大澤 慶一 君
9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君
12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	35番 岩田 幸子 君
36番 武藤 隆夫 君		

○欠席委員（4名）

7番 加藤 徹 君	21番 土屋 尊史 君	27番 林 修美 君
34番 長尾 初恵 君		

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	古田 考幸 君	農業委員会事務局書記	河村 茂範 君
板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
上之保事務所 主事	加藤 恵子 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 一昨日の大雨で人身被害も出たようで残念ですが、農作業も稲刈りの開始が遅れることが予想されている状況でございます。

7月24日、8月20日に婚活委員会を開催しましたが、協議の内容等はのちほど事務局から報告させていただきます。また、昨日は農業委員研修に出席していただきありがとうございました。それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 暑い夏、大雨が続き色々なところで災害が起こり、市内でも行方不明者が出て心を痛めているところでございます。埼玉や栃木では竜巻被害も出ており、稲刈りが始まる農家の方々も色々ご苦労があると思われます。

さて、先日、県内の市長もしくは副市長、担当部長が東海農政局の局長とお話する機会がございました。西濃・岐阜地区の会議に出席しましたが、農業の高齢化、鳥獣害について等かかえる問題はどの地区でも同じであり、農政局としても課題を認識し、解決に力をいれないといけないとお話されておりました。

関市も婚活や、新規就農者と市長との意見交換会など計画いたしました。

皆様にはこれからも様々な意見を伺えたらと思っております。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、7番 加藤 徹委員、21番 土屋尊史委員、27番 林 修美委員、34番 長尾初恵委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

20番 鈴木和道委員、22番 土屋顯弘委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案の訂正について 議案10ページの3号議案の13番 塔ノ洞字稲荷前の案件についての、農振区分が、農振農用地外のため 農用外と訂正をお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を求めます。

議案の1ページをお願いします。

1番の案件は位置図が1ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の東南東420mほどに位置する農振農用地にある田 3046㎡ 及び、同じく関富岡駅の南東180mほどに位置する田 3筆 719㎡ 計4筆 3765㎡です。

使用借人は、農業経営を始めるため申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難のため、使用借人の申し出に応じるものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。使用貸借の期間は、5年間としています。

2 番の案件は位置図が 2 ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの東南東 1 8 0 m ほどに位置する農振農用地にある田、1 4 6 2 m²です。

譲受人は、農業経営をはじめるため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8 月 1 9 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

3 番の案件は位置図が 3 ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知保育園の南 1 8 0 m ほどに位置する田 5 5 4 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難及びまとまったお金が必要なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8 月 1 9 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

4 番の案件は位置図が 4 ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、あかつき幼稚園の西 7 0 m ほどなどに位置する農振農用地の田、2 筆 4 6 4 0 m²です。

使用借人は、農業経営の拡大のため申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難のため、使用借人の申し出に応じるというものです。

8 月 1 9 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。使用貸借の期間は、1 0 年間としています。

5 番の案件は位置図が 5 ページになります。

所有権移転で申請地は、東本郷地内、東本郷公民センターの北北西 1 4 0 m ほどに位置する農振農用地の田 2 筆 6 4 6 8 m²です。

譲受人は、農業経営をはじめるため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ、譲り渡すというものです。

8 月 1 9 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

6 番の案件は位置図が 6 ページになります。

所有権移転で申請地は、山田地内、虹ヶ丘幼稚園の西 8 0 m ほどなどに位置する農振農用地にある田、2 筆 2 1 3 3 m²及び農振農用地内にある登記地目が田、現況地目が畑、2 筆 3 4 3 9 m² 計 4 筆 5 5 7 2 m²です。

申請人は親子で、譲受人である娘は、今まで親の手伝いをしていた農業経営を譲り受けたいというもの。譲渡人である父は、高齢により農業経営が困難のため、娘である譲受人の申し出に応じ、贈与したいというものです。

8 月 1 9 日に現地確認をし、田、畑で農地性有りと確認しました。

7 番の案件は位置図が 7 ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、上之保中学校の北 4 5 0 m ほどに位置する農振農用地にある田、1 7 7 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、今回譲り受け人の申し出に応じるというものです。

8 月 1 9 日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの 5 件、使用貸借権の設定に関するもの 2 件、計 7 件につきまして、

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 2番（大竹 誠君） 3 2番（伊佐地鐵夫君） 1番、2番について異議ありません。

○ 8番（大澤慶一君） 3番、4番について異議ありません。

○ 1 2番（石木治男君） 2 5番（永井博光君） 5番について異議ありません。

○ 1 5番（山田公平君） 6番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） 7番について欠席者 2 1番土屋さんより異議なしと伺っています。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の7件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の7件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は4ページになります。

1番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、東田原地内、ふるさと農園美の関の北北東400mほどに位置する田、598㎡です。

申請人は、ミニストップが運営する沿道サービス施設（休憩所）を兼ねたコンビニエンスストアの貸駐車場を建設するというものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等であるため、第1種農地と判断します。なお、特別な立地条件を必要とする事業として、一般国道又は都道府県道の沿道の区域内に設置される流通業務施設、休憩所、給油所その他それらに類する施設に該当すると思われるため、許可基準は満たしていると判断します。次の2番と同時許可案件になります。

2番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、東田原地内、ふるさと農園美の関の北北東400mほどに位置する田、1656㎡です。

申請人は、ミニストップが運営する沿道サービス施設（休憩所）を兼ねたコンビニエンスストアの貸店舗及び貸駐車場を建設するというものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等であるため、第1種農地と判断します。なお、特別な立地条件を必要とする事業として、一般国道又は都道府県道の沿道の区域内に設置される流通業務施設、休憩所、給油所その他それらに類する施設に該当すると思われるため、許可基準は満たしていると判断します。1番の案件と同時許可になります。

3番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、西神野地内、富野保育園の市道をはさんで北側に位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、858㎡です。

申請人は、申請地に太陽光発電施設を設置し、電力会社に売電し生活資金に充当したいというものです。

8月19日に現地確認をしたところ、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、おおむね500m以内に2つ以上の学校等公共施設があるため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、塔ノ洞地内、塔ノ洞環境保全推進センターの東北等70mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地112㎡です。

申請人は、高齢により農業経営が困難のため、申請地に自己用住宅及び倉庫を建築したいというものです。

8月19日に現地確認をしたところ、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上4件について、ご審議をお願いします。

- 4番（栗倉秀夫君） 1番、2番について異議ありません。
- 6番（深川俊朗君） 3番について異議ありません。
- 12番（石木治男君） 4番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の4件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は6ページになります。

1番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、豊岡町地内、童心保育園の南南西60mほどに位置する市道沿いにある登記地目が畑、現況地目が山林、24㎡です。

譲受人は、申請地は、教育機関に近く整形な土地であることから、分譲地に適していると考え、譲り受け、宅地分譲するというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業経営が困難のため、譲渡人の申し出に応じるものです。

8月19日に現地確認をしたところ、山林の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が13ページになります。

使用貸借権の設定で、桜ヶ丘3丁目地内、関高校の道路をはさんで南に位置する市道沿いにある登記地目が畑、現況地目が宅地、128㎡です。

申請人は親子で、借受人である息子は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である母は、息子の申し出に応じ、申請地を貸し付ける

というものです。

8月19日に現地確認をし、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、30年間としています。

3番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、鋳物師屋5丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの南130mほどに位置する市道沿いにある田219㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になってきたため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が15ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、平賀町8丁目地内、富岡小学校の北東120mほどにある田456㎡です。

申請人は祖父と孫で、借受人である孫は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である祖父は、借受人である孫の申し出に応じるというものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、50年間としています。

5番の案件は位置図が16ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、肥田瀬地内、島集会所の北北西220mほどに位置する田478㎡です。

申請人は、親子であり、借受人である娘は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、借受人である娘の申し出に応じるというものです。

8月19日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が17ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、東田原地内、東田原公民館の南南東500mほどに位置する田1710㎡です。

賃借人は、建設業を営んでおり、申請地を借り受けて、事務所及び倉庫を建設したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等であるため、第1種農地と判断します。なお、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと思われるため、許可基準は満たしていると判断します。

賃貸借の期間は、10年間としています。

7番の案件は位置図が18ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、西田原地内、雇用促進住宅田原宿舍の西北西400mほどに位置する田 2筆2137㎡です。

賃借人は、医療機器製造業を営んでおり、申請地を借り受けて、手狭になった従業員の駐車場を建設したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等であるため、第1種農地と判断します。なお、既存の施設である駐車場の拡張のため、許可基準は満していると判断します。

賃貸借の期間は、5年間としています。

8番の案件は位置図が19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの南西460mほどに位置する畑 908㎡のうち605.36㎡。測量図の添付があります。

賃借人は、申請地に長屋住宅を建設したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

8月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、20年間としています。

9番の案件で位置図は20ページになります。

所有権移転で申請地は、神明町1丁目地内、しんめい公園の北東140mほどに位置する畑 185㎡です。

譲受人は、隣の土地に個人住宅を建築予定であるが、申請地をその駐車場及び庭として利用するため整備したいというもの。譲渡人は、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

8月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお、この案件は、事業変更の2号案件と同時申請になります。

10番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、明生町1丁目地内、泉ヶ丘公園の西150mほどに位置する畑 221㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

8月19日に現地確認をし、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西北西330mほどに位置する市道沿いにある田 796㎡です。

譲受人は、申請地が市道に接し、土地の形状もいいことから分譲地に適していると考え、譲り受け、宅地分譲するというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応

じるといふものです。

8月19日現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。なお、事業変更の案件の2番と同時申請になります。

12番の案件は位置図が23ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、塔ノ洞地内、関中池ゴルフクラブの北北西に位置する市道沿いにある登記地目が田、現況地目が原野、4筆 1922㎡です。

使用借人は、建物解体業を営んでおり、建物解体時に発生する壁土のみを分類し、田の機能を失った湿地田に投入し、一時転用による農地の嵩上げを行い畑として耕作したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるものです。

8月19日に現地確認をし、原野で、始末書の添付があります。農地の区分は、第2種農地以外に該当しないため、第2種農地と判断します。

13番の案件は位置図が24ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、塔ノ洞地内、東山公民センターの北西500mほどに位置する市道沿いにある畑500㎡です。

申請人は、親子関係にあり、借受人は、現在、同居しているが、住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ貸し付けるものです。

8月19日現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等であるため、第1種農地と判断します。なお、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと思われるため、許可基準は満たしていると判断します。使用貸借の期間は、30年としています。

14番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、千代ヶ丘集会所の南東450mほどに位置する田 161㎡です。

譲受人は、申請地の隣接に居住しており、駐車場が手狭になってきたため、譲り受け、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の強い申し出に応じ譲り渡すものです。

8月19日現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

15番の案件は位置図が26ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、山田地内、関信用金庫山田支店の北西140mほどに位置する畑271㎡及び登記地目が宅地、現況地目が畑、2筆399.56㎡ 計3筆 666.56㎡です。申請人は、親子関係にあり、借受人は、現在、同居しているが、住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ貸し付けるものです。

8月19日現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、30年としています。

16番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、山田地内、関信用金庫山田支店の南東 90 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、710 m²です。

譲受人は、現在、申請地の西隣にて内科医院・薬局・学習塾を経営しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、その複合施設の駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月19日現地確認をし、雑種地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、植野地内、植野公民館の西180 mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、304 m²です。

譲受人は、現在、申請地の北側に工場を借り塗装業を営んでおり、申請地を譲り受け、資材置き場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月19日現地確認をし、雑種地であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

18番の案件は位置図が29ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川八幡地内、八幡公民館の東170 mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、85 m²です。

譲受人は、申請地の隣に居住しており、駐車場が手狭になってきたため、今回譲り受け駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

8月19日に現地確認をし、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

19番の案件は位置図が30ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町小知野地内、小知野公民館の北東500 mほどに位置する畑 397 m²のうち94.53 m²です。測量図の添付があります。

申請者は、親子の関係にあり、使用借人は、申請地が、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、借受人である息子の申し出に応じ貸し付けるものです。

8月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、第2種農地以外に該当しないため、第2種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの7件の、計19件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 32番（伊佐地鐵夫君） 1番、2番、3番について異議ありません。

○ 2番（大竹 誠君） 4番、5番について異議ありません。

○ 4番（栗倉秀夫君） 6番、7番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） 8番、9番、10番について欠席者7番加藤さんより異議なしと伺っています。

○ 9番（沼田久男君） 11番について異議ありません。

○ 12番（石木治男君） 12番、13番について異議ありません。

- 14番（村井雅之君） 14番について異議ありません。
- 15番（山田公平君） 15番、16番について異議ありません。
- 18番（中村睦明君） 17番について異議ありません。
- 24番（相宮千秋君） 18番、19番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の19件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借件設定に関するもの7件、計19件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。議案は13ページになります。

1番の案件は位置図が31ページになります。

申請地は、神明町1丁目地内、しんめい公園の北東140mほどに位置する国道沿いにある畑、185㎡です。

当初事業計画者は、平成24年1月27日転用許可により、申請地に自己の一般住宅・駐車場及び庭を建築・整備する予定であったが、その後別の場所に住宅を建築したため、計画が頓挫したというもの。承継者は、隣地に一般個人住宅を建築する予定であり、申請地を、来客用駐車場及び庭として、利用するために譲りうけるというものです。

8月19日に現地確認をしたところ、畑と確認しました。なお、5条申請の9番の案件と同時申請になります。

2番の案件は位置図が32ページになります。

申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西北西330mほどに位置する市道沿いにある田、3筆1247㎡です。

倉知1614番1及び1614番3について、当初事業計画者は、平成24年7月27日転用許可（4条と5条）により、一般個人住宅を建築する計画でしたが、より好条件の中古住宅を取得したため、計画が頓挫したというものです。

また、倉知1615番について、当初事業計画者は、平成25年6月28日に転用許可（5条）により、分譲用宅地を計画したが、隣地所有者より所有する土地の管理に苦慮していることを聞き、その土地を買い受け、隣地の宅地と併せて、分譲宅地として新たに計画したため、計画が頓挫したというもの。承継者は、この事業計画変更の3筆と今回5条申請の11番の案件を併せることにより、整形な土地で面積が広がるため、住宅用地として分譲したいというものです。

8月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 1番について欠席者7番加藤さんより異議なしと伺っています。

○9番（沼田久男君） 2番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○10番（天野邦男君） 当初の計画と変わるようなら、本来は農地に戻してほしい気持ちもある。

法的に問題ないとはいえ、安易に転売するようなことがないようにしてもらいたい。

○事務局（古田考幸君）様々な事情があると思いますが、事務局といたしましても計画の段階で内容を慎重に吟味して受理していきたいと考えております。

○議長（深川俊朗君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。議案は14・15ページになります。

使用貸借の設定に関するもの26筆11件について、承認を求められています。

内訳としまして、新規が26筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が25筆26915㎡、畑が1筆で、300㎡です。地区は、小野、上之保の2地区です。

設定を受ける者は、農事組合法人 小野集落営農組合ほか、計2者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

次に、追加議案 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 追加議案 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。議案は追加議案ページになります。

1番の案件は位置図が追加議案の裏ページになります。

申請地は、小瀬地内、雇用促進住宅小瀬宿舍の西300mほどに位置する国道沿いにある登記地目が田、現況地目が雑種地、4筆2680㎡です。

当初事業計画者は、昭和63年3月28日及び昭和63年4月25日転用許可により、申請地に店舗・事務所・及び駐車場敷地として計画しましたが、景気の落ち込みや資金繰りに支障をきたしたため計画が頓挫したというもの。承継者は、土木・建設機械のリース及び販売を業とし、申請地が国道沿いにあり面積も広いため、事務所・倉庫建設用地及び重機置き場として利用するため、譲りうけるというものです。

8月19日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○16番（山本 武君） 異議ありません。

○議長（深川俊朗君） 質疑もないようですので、これより採決いたします。追加議案について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、追加議案を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

以上をもちまして、議案の審議は全て終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は10月7日午前10時からの予定です。その日の午後からは農政推進委員会の総会も行います。

また、9月の主な行事予定は9月13日が転用申請等受付締切日で、8月17日が転用申請等現地確認日で8月27日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君）これをもって閉会といたします。ご苦労様でした。

午前11時25分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野641番地

㊟

20番 関市下之保3427番地5

㊟

22番 関市富之保2337番地

㊟
